

平成25年(ワ)第515号, 同第1476号, 同第1477号 直送付

損害賠償請求事件(国賠)

原告 遊藤行雄 外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(12)
(避難の合理性に関する原告らの主張に対する反論)

平成28年3月25日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中



被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 榎村 友 博



同 岡内 英 敏



同 奥原 晴 裕

第1 はじめに

原告らは、原告ら第27準備書面において、除染が進んでいないこと、本件事故が未だ収束していないこと、精神医学や心理学の観点から健康不安に合理性が認められることなどを並び、原告らが避難し、避難を継続することに合理性があり、政府による避難指示の有無を問わず、避難生活によって生じた損害は本件事故と相当因果関係が認められるべきであると主張する(同準備書面20~37頁)。

また、原告らは、原告ら第39準備書面において、避難の合理性の判断基準は通常人・一般人を基準とすべきであると主張する。

しかしながら、まず、政府による避難指示等の対象となった避難者対象者については、避難指示解除までの時期及びその後の相当期間経過時点までについては、避難をすることの合理性があることを被告東電として争うものではなく、かかる相当期間経過時点までの避難等に係る精神的損害の賠償について公表していることについてはこれまでも主張しているところである。

また、政府による避難等の指示の対象外ではあるが、中間指針適用によって自主的避難対象区域に指定された区域に本件事故当時生活の本拠としての住所を有していた方に対しては、中間指針適用及び中間指針第二次追加を踏まえて、さらにこれを増額して公表している被告東電の精神的損害等の賠償の考え方の限度においては、本件事故との相当因果関係があることを争うものではないが、これを認める原告らの請求には理由がないものである。

以上を踏まえつつ、本準備書面においては、原告らの避難の合理性に関する主張に反論するとともに、本件事故後における食品採取の規制の状況等について主張し、もって、原告らが主張する避難の合理性が認められないことを明らかにするものである。

第2 除染が進んでいないことから避難の合理性があるとの原告らの主張について

1 原告らの主張

原告らは、政府による除染は十分な効果を上げることができておらず、除染の実施は遅れており、不十分な内容となっていると主張する(原告ら第27準備書面の20~26頁)。

2 避難指示区域内について

ア まず、政府による避難指示の解除（＝避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙二共34の8頁、乙二共111の1の7頁参照）。

そして、避難指示解除準備区域とは「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」とされ（乙二共34の8頁）、放射線量の水準は既に低減していると解される地域であり、その上で、除染、インフラ復旧等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施することにより、一日も早い住民の帰還を目指すものとされている（同）。

このように、避難指示の解除は、線量が避難指示の基準である年間20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認されるだけでなく、インフラ等の復旧の状況や除染の状況が確認された上でなされるものであり、かつ、精神的損害等の賠償の対象期間としては、このような避難指示の解除時期からさらに相当期間（避難指示区域については1年間）経過時点までは賠償の対象とするとの考え方を公表しているところである。

したがって、このような相当期間経過後においては、本件事故に起因する放射線の影響及び避難指示の影響による原告らの精神的損害等については、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるとは解することはできない。

イ 避難指示区域内の除染の状況及び放射線量の状況については、被告東京

電力共通準備書面（9）の第2の5及び6において詳述したとおりであり、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心に除染活動は進捗しており、その放射線量は低減している。

具体的に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域内に本件事故時の住所がある原告らの居住地については、空間放射線量は大きく低減している状況にあり（同準備書面の第3参照）、除染はその効果を上げていると評価することができる。

ウ 被告東電においては、政府復興方針（乙二共125）を受けて、平成27年8月26日、「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて」と題するプレスリリース（乙二共126）を公表し、避難指示解除準備区域及び居住制限区域（ただし、大塚町・双葉町を除く。）内の避難対象者に対する避難に係る精神的損害の賠償についての従前の方針を一貫見直し、早期に避難指示が解除された場合においても、本件事故から6年後（平成29年3月）に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の賠償を行うとともに、その後の相当期間の1年間をこれに加えて、平成30年3月までを賠償対象期間として、一人月額10万円の避難に係る精神的損害の賠償を行うこととしている（支払い済みの賠償対象期間については控除の上で残額が賠償される。）。

これにより、本件事故発生時点において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に生活の本拠を有していた方（ただし、大塚町・双葉町の方を除く。）への精神的損害の賠償としては、平成23年3月～平成30年3月までの7年1か月分について、通算なしでの月額10万円の賠償をすることとしており、総額1人当たり850万円となる。

他方、本件事故発生時点において、帰還困難区域又は大塚町若しくは双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠があり、避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点で

において避難等対象者である方については、中間指針第四次追補に基づき、避難が長期化する場合は慰謝料として、一人当たり700万円を賠償することとしており、その精神的損害の賠償額の合計としては、中間指針に基づき避難等に係る慰謝料の賠償が平成23年3月から平成24年5月までの15か月で150万円（避難所等での避難がない場合）、中間指針第二次追補に基づく600万円（平成24年6月～平成29年5月までの5年間）の支払いがなされ、さらに中間指針第四次追補に基づく700万円が賠償されることとなるため、避難等に係る慰謝料の賠償総額は、一人当たり1450万円となる（被告東京電力共通準備書面（7）15～16頁）。

現時点で、原告らが精神的損害の請求対象期間について、いつまでを対象期間として主張するかは明らかでないが、いずれにせよ、このような精神的損害に係る賠償の考え方は、原告等が避難区域において避難が長期化すると見込まれるという実情も考慮して、被告等保護の観点も十分に踏まえたうえで将来分も含めて定められているものであり、避難等対象者に対する賠償額として十分合理性を有するものである。

3 旧緊急時避難準備区域及び前相馬市による独自の判断に基づく一時避難の要増があった区域について
避難指示区域外には、旧緊急時避難準備区域、南相馬市による独自の判断に基づく一時避難の要増があった地区があり、前者は平成23年9月30日をもって指定が解除され、後者は平成23年4月22日をもって解老を許容するとの見解が示されている。被告東電においては、前者については、平成24年8月末までを精神的損害の賠償対象期間として賠償しており、また、後者については、平成23年9月末までを賠償対象期間として賠償を行っている。

これらに該当する南相馬市及び広野町の除染の状況及び空間放射線量の

状況等については、被告東京電力共通準備書面（9）において詳しく述べたとおりであり、その放射線量は避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（時間換算で3.8マイクログロシーベルト/時）を大きく下回って低減しており、低線量被ばくの健康影響に関する国際的に合意された科学的知見に照らしても、特に上記賠償対象期間の終期時点以降において、これらの区域において居住・滞在することにより、原告らの生命・身体・財産に放射線による具体的な危険が生じているという状況にはない。

したがって、政府による避難指示の対象ではない上記区域について、上記のとおりその解除後の相当期間終了時までは賠償が継続されることを認めたとしても、その相当期間経過後において、本件事故によって避難を強いられたと解することに合理性はなく、相当期間経過後における精神的損害等の賠償を求め原告らの主張には理由がない。

4 自主的避難等対象区域及びそれ以外の地域について

中間指針追補に基づく自主的避難等対象区域及びそれ以外の区域において本件事故当時住所があった原告らについて、その区域の除染の状況、放射線量の状況等については、被告東京電力共通準備書面（9）の第3において詳しく述べたとおりであり、その空間放射線量は避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（時間換算で3.8マイクログロシーベルト/時）を大きく下回っており、低線量被ばくの健康影響に係る国際的に合意された科学的知見に照らしても、本件事故以降、これらの区域において居住・滞在することにより、原告らの生命・身体・財産に放射線による具体的な危険が生じているという状況にはない。

したがって、これらの区域の原告については、中間指針追補等を踏まえて、これらに増額して公表している被告東電による自主的避難等対象者等に対する精神的損害等の賠償額を越えて、本件事故と相当因果関係を有する精神的

損害等が生じているとはいえないから、かかる限度を超えて、自主的避難等対象者について避難の合理性があるとの原告らの主張にも理由がない。

5 まとめ

原告らは概括的に「除染が進んでいない、不十分である」と主張するが、既に被告東京電力共通準備書面(9)において具体的に明らかにしており、帰還困難区域の一部地域を除き、その放射線量は大きく低減している実情にあり、原告らの主張は、原告らがいっような避難の合理性を何ら具体的に裏付けするものではない。

第3 本件事実が未だ収束していないことから避難の合理性があるとの原告らの主張について

1 原告らの主張

原告らは、平成23年12月17日の事故収束宣言の後においても、本件原発において汚染水による地下水の汚染等の様々な事象が発生しており、避難指示区域内外を問わず、放射性汚染のリスクと隣り合わせの状態が今でも続いていることから、避難の合理性が裏付けられるかのように主張する(原告ら第27準備書面の26～29頁)。

2 本件原発の状況について

原子力災害対策本部は、平成23年12月16日、本件原発の原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになったため、安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったとされているところである(乙二共33)。

また、本件原発1号機ないし4号機原子炉建屋からの現時点での放出によ

る、敷地境界上の被ばく線量は年間0.03ミリシーベルト(日本における平均の自然放射線による年間被ばく線量は約2.1ミリシーベルトであり、その約70分の1に相当する。)にとどまっている(乙二共149)。

なお、平成28年2月10日時点での本件原発敷地境界での空間放射線量は、0.706～2.587マイクロシーベルト/時となっており(乙二共150)、年間20ミリシーベルトの線量水準を大きく下回っている実情にある。

3 本件原発からのいわゆる汚染水の状況について

被告東電が平成25年7月22日に公表した、汚染された地下水が港湾内に流出した件について、経済産業省資源エネルギー庁は、同年9月3日、「放射性物質濃度の大きな変動は港湾内(0.3と5)のプラント付近に限られており、港湾の境界付近ではほぼ検出限界値未満レベル(高くても数Bq/L)であることが多く、沖合での測定結果にも有意な変動は見られないなど、港湾外において影響はほとんど見られていない。」との見解を公表している。また、被告東電が同年8月19日に公表した汚染水貯留タンク周辺に設置されている堰の排水から水が堰外に出ていることを確認したことについては、経済産業省資源エネルギー庁は、同年9月3日、「海につながる側溝の大部分は汚染されておらず、側溝を通じて汚染水が海へ流出した可能性は現時点では低いと考えられる。」との見解を公表しているところである。(以上、乙二共151)

そして、平成25年11月17日から25日にかけて行った海水モニタリングにおいては、シルトフェンス外側の港湾内における全ての測定地点において世界保健機関(WHO)の飲料水ガイドラインの基準値を下回っており、湾口外の港湾口東北側(沖合1キロメートル)、北防波堤北側(沖合0.5キロメートル)、港湾口東側(沖合1キロメートル)、港湾口南東側(沖合

1 キロメートル)、防護装置南側(沖合0.5キロメートル)の全ての地点では除出限界値を下回っているという状況にある(乙二共149の9～10 枚目)。

4 まとめ

本件原発敷地境界の放射線量の状況及び周辺海域での放射性物質のモニタリング状況については以上とおりであり、原告らが挙げるような事象をもって、原告らの生命、身体、財産に具体的な危険が及ぶような状況にはない。したがって、このような本件原発の状況によって避難の合理性が基礎付けられるとすると原告らの主張には、理由がない。

第4 精神医学、心理学の観点からみた健康不安から避難の合理性があるとの原告らの主張について

原告らは、本件訴訟では、放射線被ばくの健康影響に関する科学的論争に終始するものではなく、精神医学及び心理学の観点から不安を感じるものが合理的であるとして、避難の合理性が基礎付けられるかのように主張する(原告ら第27準備書面の29～37頁)。

しかしながら、原告が問題とする「避難の合理性」とは、被告東電らに対する精神的損害等の賠償請求を基礎付けるに足りる原告らの権利利益の侵害があったとの主張にほかならないところ、そのような法的請求が評されるためには、原告らにおいて突然とした不安感を感じるということでは足りず、原告らの生命、身体、財産に対する具体的な危険があり、これによって法的な利益の侵害があったと評価できる場合でなければならぬ(被告東京電力共通準備書面(10)参照)。

そして、被告東京電力共通準備書面(6)においても述べたとおり、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくによる健康影響は他の要因の影響に

隠れてしまうほど小さく、年間20ミリシーベルトの被ばくについては、LNTモデルを前提としても、社会的に受容されている喫煙や運動不足等の他の一般的なリスクに比して小さくいとされているところであるから、原告らが抱いている不安については、突然とした危険感にとどまると解され、低線量被ばくの容認的なリスクによって原告らの生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、その法的利益が侵害されるおそれがあるとは解することできないから、そのような不安によって、自主的な避難の合理性が基礎付けられるものではなく、原告らの法的請求が基礎付けられるものではない(被告東京電力共通準備書面(10)参照)。

そして、このような判断は法的判断であるから、原告らが挙げるような精神医学や心理学の見地からの不安に対する分析があり得るとしても、それによって、具体的な法的利益の侵害があったとまではいえないから、上記判断が左右されるものではない。

したがって、原告らの上記主張にも理由がない。

第5 合理性については通常人・一般人を基準とすべきであるとの原告らの主張について

また、原告らは、避難が合理的であるかどうかは科学的に一般人を基準にするのではなく、通常人・一般人を基準とすべきであると主張する(原告ら第39準備書面)。

しかしながら、かかる原告らの主張の趣旨が、年間20ミリシーベルトの低線量被ばくの容認的なリスクが他の一般的なリスク要因のリスクよりも小さいとされていることなどの科学的知見を無視して、原告らの法的利益侵害の有無が判断されるべきであるとの主張であれば、かかる主張は失当である(乙イ5、乙イ6参照)。

なお、被告東京電力共通準備書面(6)でも述べたとおり、低線量被ばく

の空想的リスクについては、新聞報道や専門機関によるホームページ、パンフレット等によって、広く住民に対しても情報発信がなされているところであり（同準備書面の第6参照）、かつ、被告東京電力共通準備書面（9）においても述べたとおり、18歳以下の住民を含めて、自主的避難等対象区域において大多数の住民が避難をしていないことなどからすれば、被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する賠償額は、通常人・一般人の基準に照らして合理性・相当性を有するものである。

したがって、原告らの上記主要をもつても、原告らがいう避難の合理性が基礎付けられるものではない。

第6 内部被ばくに係る科学的知見及び本件事故後における食品採取等の規制について

内部被ばくによる人体への健康影響に係る科学的知見及び本件事故後の食品採取等に係る対応を整理すれば、以下のとおりである。

ア 自然界には、宇宙からの放射線（宇宙線）、土壌に含まれる鉱物に由来する放射線などの自然放射線が存在しており、宇宙線により1年間に人が受ける線量は日本の平均で0.29ミリシーベルト、大地からの1年間の線量は日本の平均で0.38ミリシーベルトとなっている（以上、外部被ばく）。また、平常時においても、食物などを通じて体内に摂取された放射性物質に由来する被ばく（内部被ばく）を受けており、体内のカリウムその他の放射性物質から受ける線量の合計は、日本平均で1年間当たり約0.41ミリシーベルトであり（放射性カリウムについては約0.2ミリシーベルトとされている。）、また、空気中に漂っているラドンなどの吸入による内部被ばくについては、日本平均で1年間に0.4ミリシーベル

トであると算定されているが、コンクリートや石造りで密閉度の高い北欧ではこの線量は高く、スウェーデンでは平均して日本の4倍と見積もられており、世界の平均は1年間当たり1.3ミリシーベルトである。

このように、日本人の平均では、外部被ばくによって約0.67ミリシーベルト、内部被ばくによって約0.81ミリシーベルト、合計約1.5ミリシーベルトの自然界からの被ばくを受けている（世界平均は年間2.4ミリシーベルト、乙二共71の9頁目）。また、放射線を利用した医療診断により、国民一人当たりの平均で年間2.25ミリシーベルトの線量を受けている。（以上、乙二共70の15～24頁）

また、公益財団法人原子力安全研究協会による2011年の生活環境放射線の調査結果では、外部被ばく・内部被ばくを含む自然からの被ばく線量合計は年間2.1ミリシーベルトと算定されている（乙二共71の1頁目）。また、医療に用いられる放射線検査による被ばく線量については、検査1回当たりの実効線量で、バリウムによる胃のX線検査において9.3ミリシーベルト、胸部X線CT検査で9.1ミリシーベルト、上腹部X線CT検査で12.9ミリシーベルトなどとされている（同8頁目）。

イ 内部被ばくについては、外部被ばくとの比較において、放射性物質が体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異ががん発生の原因となるから、臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは同等と評価でき、ある放射性物質を吸入又は飲食物として摂取した場合、それがどの臓器に滞留し、各臓器がどの程度の線量を受けるか等については国際機関によって詳細に検討されており、体内での滞留時間や滞留する臓器の違い、吸入する放射性物質の大きさ等の特徴毎にモデル計算をすることにより、臓器の被ばく線量を計算することができる。した

がって、核種が異なっても、線量の違い、臓器の感受性を考慮して評価されたシーベルト単位の線量が同じであれば、人体への影響は同じと評価される。(以上、WG報告書(乙二共4)の5頁)

ウ 本件事故後に、福島県が行っているホールボディカウンタによる内部被ばくの測定調査では、6608人のうちセンウA184及びセウA137による予測実効線量(体内に放射性物質を摂取後の内部被ばくの実効線量)が1ミリシーベルト以下の方が99.7%を占め、1ミリシーベルト以上の方は0.3%、最大でも3.5ミリシーベルト未満となっている(乙二共4の14～15頁)。

また、福島県が平成23年6月27日から平成25年12月31日までに行ったホールボディカウンタによる内部被ばく検査では、1ミリシーベルト未満の方が99.9%を占めており、全員、健康に害が及ぶ数値ではなかったとされている(乙二共82)。

エ 原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)は、本件事故による放射性物質の拡散、住民・労働者の被ばく線量及び健康影響等について、80名を超える国際的科学者の専門的知見を踏まえ、2年以上をかけて検討を行い、平成25年10月に閣議総会に提出した年次報告書において、本件事故の放射線影響評価を明らかにしている。

これによれば、本件事故後1年間の実効線量の推計値(大人)として、避難した住民(主に避難前又は避難中の被ばく)は10ミリシーベルト以下、そのうち、平成23年3月12日の早いうちに避難したケースでは約5ミリシーベルト以下、福島市の住民は約4ミリシーベルトとされている(1歳児の乳児の実効線量は大人の2倍とされている)。ただし、ここで前提とされている被ばく線量の推計は、実測値と比べてそれぞれ3～5倍

及び10倍大きいため、本報告書の推計は、実際より過大である可能性があると同委員会自身が評価している。また、本件事故による放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はなく、モデルによる線量推計結果及び実測値を勘まえると、住民及びその子孫において本件事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはないとしている(以上、乙二共83)。

オ 政府は、平成23年3月17日に、本件事故後における放射性物質によって汚染された食品の飲食による衛生上の危害発生の防止を図るとの観点から、原子力安全委員会により示された指標値をもって暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法6条2項に当たるものとして食用に供されないよう規制する措置を講ずることとし(乙二共152)、翌18日より地方自治体による検査が行われ、同月19日より、暫定規制値を越える食品の廃棄等の措置が採られている。

その上で、政府の原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき、同年3月21日以降、福島県内において、野菜類等の一定の食品に係る政府による採取制限措置を講ずるとともに(これまでの対象品目と解除の状況について、乙二共153)、原乳、野菜類等の多数の品目について、その後順次、出荷制限措置を講じている(これまでの対象品目と解除の状況について、乙二共154)。

他方、同年4月4日には、厚生労働省が「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」(乙二共155)を公表し、食品安全委員会、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部見解も踏まえて、当分の間、かかる原子力安全委員会が示した暫定規制値を維持することとし、同日付けで、地方自治体に対して、農畜水産物等の放射性物質検査の計画策定及び実施を求めている(乙二共156)。そして、出荷制

限・採取制限については、暫定規制値を越えた品目についてその生産地域
の広がりや考慮して設定するとの考え方が示されている（乙二共156の
別紙1参考「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
のⅢ、1参照）。

そして、地方自治体が実施する放射性物質検査の結果は厚生労働省のホ
ームページで公表されるとともに、農林水産省のホームページにおいても
農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表されている（乙二
共159の2～3頁）。

このように本件事故後には、政府及び地方自治体において、暫定基準値
を越えて放射性物質に汚染された食品の出荷や採取が行われないための
措置が講じられており、かつ、放射性物質検査の結果等についても公表さ
れている状況にある。

カ その後、食品安全基本法に基づき内閣府に設置された食品安全委員会に
おいて食品と放射性物質に係るリスク評価の検討が進められ、平成23年
10月に同委員会により放射性物質による食品健康影響評価が取りまと
められたことを受けて（その検討方法等については、乙二共157）、平
成24年4月から、食品中の放射性物質に関する新しい基準値が施行され
るに至った。これは、従前の暫定規制値を下回っている食品については健
康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているものであ
るが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な
対応としてではなく、長期的視点からの新たな基準値として設定されたも
のとされている（乙二共158、同159）。

本件事故以前の原子力安全委員会による指標（すなわち暫定規制値）で
は、一般食品が500ベクレル/キログラム、牛乳及び飲料水が200ベ
クレル/キログラムとされていたのに対して、新しい基準値では、一般食

品について100ベクレル/キログラム、牛乳について50ベクレル/キ
ログラム、飲料水について10ベクレル/キログラムとするものであり、
規制値を大幅に厳格化するものであった。この新しい基準は、年間の検査
上限値を1ミリシーベルトとして、これに基づき一般食品等に割り当てる
検査量を決定したものであり（乙二共158）、十分に安全側に立った基準
であると解される。

従前の暫定規制値を満たす食品及び平成24年4月以降におけるこの
新しい基準値を満たす食品の安全性については、厚生労働省のホームペー
ジにおいて、Q&A方式で説明がなされており、十分な安全性が確保され
ていることについてわかりやすく情報提供がなされている（乙二共15
9）。

キ 厚生労働省は、食品からの実際の被ばくの程度について、平成23年9
月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し
て推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、
年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度であり、これは
自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト
程度と比べても非常に小さい値であった、と説明している（乙二共158
のQ2参照）。

ク 福島県内の水道水については、平成23年5月5日以降、福島県が実施
した水道水放射性物質モニタリング検査においては、放射性ヨウ素及び放
射性セシウムは検出されていない。また、その検出状況については福島県
のホームページにおいて公表されている。（以上、乙二共160）

ケ 本件事故以降、福島県内の地元新聞においても、放射線の健康への影

響に関連する多数の報道がなされており、科学的知見の紹介、科学的知見の見解等に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の英情や専門家の見解等が繰り返して報道されている（乙二共84の1ないし乙二共84の30）。若干の例を引用すると次のとおりである。

① 「外遊びは大丈夫、胎児も心配なし」（平成23年4月7日付け福島民報、乙二共84の2）

地元紙である福島民報において、福島県のアドバイザーのQ&Aとして、「現在の状況が続いても、健康リスクがあるとされる100ミリシーベルトまで蓄積される可能性はない。」「将来の妊娠も全く心配要らない。子どもも現在の線量で影響が出ることはない。」との回答等が掲載されている。

② 「Q 外で遊ぶのは？ A 10マイクログシーベルト/時以下なら大丈夫」（平成23年4月11日付け福島民友、乙二共84の3）

地元紙である福島民友においても、日常生活と放射線に関する情報が提供された上で、「現状の線量が継続しても、健康に影響があるとされる100ミリシーベルト（10万マイクログシーベルト）まで蓄積される可能性はない。」「1時間当たりの放射線量が10マイクログシーベルト以下なら屋外で遊ばせて大丈夫。普段通りの通学も問題ない。」等のQ&Aが掲載されている。

③ 「内部被ばく 3町村122人影響なし 推計1ミリシーベルト以下」（平成23年7月24日付け福島民報、乙二共84の10）

県民健康管理調査の先行調査として、浪江町・飯館村・川俣町山木屋地区の一部住民を対象として行われた内部被ばく検査において、参加した122人全員の年間の内部被ばく線量の推計は、1ミリシーベルト以下であり、ICRPが示した原発事故などの際の年間被ばく限度量である1〜20ミリシーベルトの下限である1ミリシーベルトをさらに下回ったこ

とが報じられている。

④ 「本県食卓「心配なし」 セシウム汚染値大幅下回る 年間最大0.014ミリシーベルト」（平成24年9月25日付け福島民報、乙二共84の18）

県民78人を対象に実施した日常食の放射性セシウム摂取量の最大値が2.6ベクレルであり、1年間食べ続けた場合の内部被ばく線量の最大値は0.014ミリシーベルトで、国が示した基準値の1ミリシーベルトを下回っており、県は「健康を心配するレベルではない」との調査結果が報じられている。

⑤ 経済産業省は、平成23年3月23日、原子力安全委員会による「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ&A」（乙二共85）を公表し、冷静な対応を呼びかけており、食物摂取に関しては、「出荷制限品目以外の野菜類は食べても問題ありません。」、仮に出荷制限品目の野菜類を食べた場合でも、「1年間食べ続けた割合を想定して制限値を決めており、1、2週間食べ続けても問題ありません。」と回答している（問18、19参照）。

また、政府原子力災害現地対策本部は、平成23年3月29日以降、被災地域向けニューズレターを発行するとともに、24時間対応の相談窓口を設け、広報活動・相談窓口機能の拡充を図っている（乙二共86の1ないし同86の8）。これらのニューズレターでは、食物摂取に関して、「食品衛生法上の暫定規制値等を伝えることとなる放射性物質が、飲食物から検出された場合には、直ちに公表するとともに、対象となる食物を明確にし、出荷制限を指示するか、摂取を見合わせていただくよう要請しています。マスキミの報道や厚生労働省のプレス発表に注意してください。」と記載されている（乙二共86の2の3頁）。

さらに、厚生労働省は、平成23年4月1日、「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べ物への安心のために～」というパンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、「水道水やお店にらる食べ物には「影響を受けやすい乳児が口にしても安全であること」を考えた基準によって管理されています。赤ちゃんはもちろん、小さなお子さんに対して特別なご心配はいりません。」と記載している（乙二共87）。

福島県知事（当時）も平成23年3月22日及び同年4月1日に、県民に対して落ち着いて行動していただきたいとのメッセージをホームページ上に掲載している（乙二共88の1、乙二共88の2）。

公益社団法人日本医学放射線学会は、平成23年3月に「放射線被ばくなどに関するQ&A」をホームページ上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、適切かつ冷静な判断を促している（乙二共89）。食物採取に関しては、「現在、放射線が検出された、牛乳やホウレン草などの農作物は出荷が止まっています。出荷を停止した基準値は、国際的にみても少ない放射線量、すなわち、厳しい基準です。現在報告されている範囲の牛乳や野菜を数回食べてしまっても、妊婦や子供、おなかの中の赤ちゃんに対する影響を心配する放射線量ではありません。」と記載している。

さらに、日本産科婦人科学会は、平成23年3月24日、「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」（乙二共90）を公表し、科学的根拠を明らかにしながら、妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水逆水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を継続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定される旨を明らかにしている。

以上のとおりのお事の事情によれば、本件事故後において、本件事故に由来する放射性物質に汚染された食物等については、原子力安全委員会及び食品安全委員会が定めた規制値に悪づくき、これを超える場合には採取制限又は出荷制限の措置が講じられており、これにより、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響を及ぼすというような事態が生じないよう措置がなされているものである。そして、上記の各種の調査結果においても、実際に、福島県内の方々に健康に影響が及ぶ程度の内部被ばくが現実には生じているということはない。

また、上記のとおり、本件事故発生直後より、内部被ばくを含む放射線の影響に関する科学的知見については報道や政府または専門機関によるホームページ等での情報提供等がなされており、自主的な避難を検討するなど、これらの情報に随心を有する者が、放射線の影響に関する科学的知見を知ることには十分に可能な状態にあったものである。

したがって、このような食品採取等に係る規制の内容等を踏まえても、政府による避難指示によらない避難についての合理性があるとの原告らの主張には、理由がない。

以上